

第17号議案

品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

品川区児童育成手当条例（昭和46年品川区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第3号中「進行性筋い縮症」を「進行性筋萎縮症」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定は、平成31年6月以降の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

（説明）所得税法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。